

## 第3章 都市づくりの分野別方針

第1節 土地利用の基本方針

第2節 都市施設等の整備方針

第3節 自然環境、景観の保全・形成の方針

第4節 都市防災等に関する方針

第5節 整備方針図（参考）



# 第1節 土地利用の基本方針

## 1 基本的な考え方

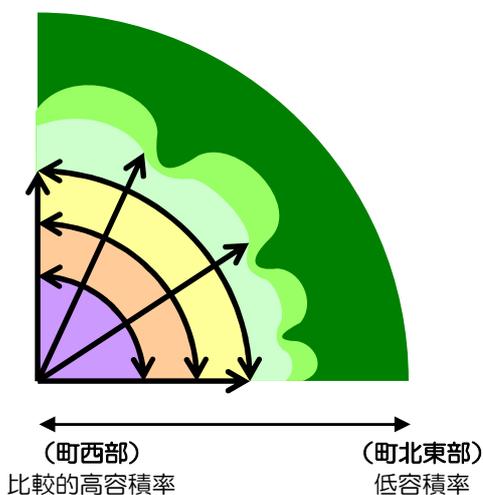
当町の土地利用は、地形条件を反映して、平地部が広がる町西部から町北東部の丘陵地・山地に向かって、徐々に高密度な市街地から低密度な市街地へ、さらに自然共生地、山林と変化しています。しかし、市街地の縁辺部では、低層住宅地、自然共生地、山林が混在している箇所も見られます。

今後の土地利用においては、集約型都市構造の一層の推進に向け、より明確なゾーニングを目指し、次の点をポイントに土地利用を進めていきます。

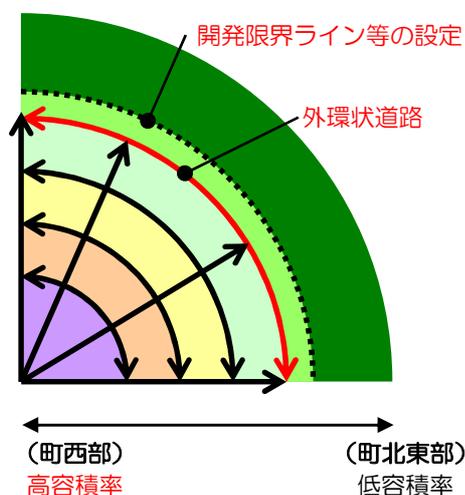
### 基本的な考え方

- 無秩序な市街地の拡大を防止するための自然共生地における開発限界ライン等の設定
- メリハリのあるゾーニング
- 郊外部の土地利用の整序と利便性向上を促進する外環状道路の設定
- 地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりを推進するための地区計画などの積極的活用

《現在の府中町における土地利用》



《目指していく土地利用のイメージ》



- 山林
- 自然共生地（公園、農家住宅等）
- 低層住宅地（戸建住宅を主体とした土地利用）
- 一般住宅地（戸建住宅、集合住宅の混合土地利用）
- 複合住宅地（住宅、商業等の混合土地利用）
- 商業地・工業地
- 道路軸

## 2 地域別・利用区分別の土地利用の基本方針

土地利用の現況、用途地域の指定状況、将来像などを考慮し、地域別・利用区分別の土地利用の基本方針を次のように定めます。

### (1) 市街地形成地域

#### ①低層住宅地 <<概ね対応する用途地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域>>

低層住宅地では、戸建住宅を主体とした落ち着いた住宅地としての環境を保護しつつも、暮らしやすい住宅地として、環境整備・環境改善を図ります。農地、林地等が多く分布している地区は、計画的な市街地の形成を促進します。

##### 低層住宅地に該当する地区

- 北小学校区北東部一帯
- 東小学校区東部一帯 など

#### ②一般住宅地 <<概ね対応する用途地域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域>>

一般住宅地では、戸建住宅や集合住宅を主体とした住宅地としての環境を保護しつつ、小規模な店舗や、学校・病院等の公共施設などの立地を許容し、暮らしやすい住宅地として、環境整備・環境改善を図ります。

##### 一般住宅地に該当する地区

- 北小学校区・東小学校区の西部一帯
- 中央小学校区・南小学校区の東部一帯 など

#### ③複合住宅地 <<概ね対応する用途地域：第一種住居地域、第二種住居地域>>

複合住宅地では、住居の環境を保護しつつ、一定規模の店舗・飲食店・事務所などの立地を許容し、利便性の高い住宅地として、環境整備・環境改善を図ります。

##### 複合住宅地に該当する地区

- 中心拠点の周辺及び向洋駅周辺拠点の背後地
- 主要な都市軸の周辺・背後地 など

#### ④商業地<<概ね対応する用途地域：商業地域、近隣商業地域>>

商業地では、商業・業務の拠点として、店舗・飲食店、事務所、娯楽施設などの集積を図るとともに、多様な都市機能が集積した利便性の高い地区として、賑わい・活力等を創出する土地利用の集約化を図ります。

##### 商業地に該当する地区

- 中心拠点、向洋駅周辺拠点
- 主要な幹線道路の沿道 など

#### ⑤工業地<<概ね対応する用途地域：工業地域、準工業地域>>

大規模な工場が集積している工業地では、円滑な生産活動を行うことができるように、その環境の維持・改善を図るとともに、周辺環境と調和する工業地を目指します。

工場、住宅、店舗などの用途が混在している工業地では、社会、地域、地区内の土地利用の動向に応じて、用途純化・用途共存に向けた土地利用の誘導に努めます。

##### 工業地に該当する地区

- 大規模な工場が集積している工業地：新地
- 用途が混在している工業地：茂陰一丁目・二丁目、千代 など



▲住宅系・中高層住宅



▲工業系(県道)大洲橋青崎線と工業地



▲住宅系・低層住宅



▲商業系・広島高速2号線に隣接する商業地



▲商業系(町道)大須上岡田線沿線の商業地

## ⑥レクリエーション施設・自然地

「空城山公園」は、今後も、市街地の貴重な屋外レクリエーションの場として、保全・活用に取り組めます。

「空城山公園周囲の山林」や「宮の町周辺の山林」は、市街地内における貴重な自然地として、保全に取り組めます。

### (2) 自然共生地域

#### ①自然共生地

自然との共生を基本に、「外環状軸の道路整備用地」「町北西部での中規模～大規模公園の不足環境を補う公園用地」「住宅需要に対応する住宅用地」「環境、防災等に関連する都市施設用地」などの活用を検討するなかで計画的な整備を推進します。

#### ②レクリエーション施設

「水分峡森林公園」は、今後も、町における自然系のレクリエーションの拠点として、保全・活用に取り組めます。

また、「揚倉山健康運動公園」は、屋外レクリエーションの場として、保全・活用に取り組めます。



▲水分峡森林公園・水辺の風景



▲揚倉山健康運動公園・遠足の風景

### (3) 山林保全地域

災害防止、自然環境保全や景観の観点から、山林の育成・保全を図ります。

## 3 市街化調整区域・自然共生地における開発について

### ①開発限界ライン

北東部一帯の「自然共生地域（自然共生地）」と「山林保全地域（保全すべき山林）」の境界を標高概ね 150mのラインと設定し、今後、このラインを目安として、これより高い場所での、開発を防止するように努めます。

#### 自然共生地域と山林保全地域の境界 — 標高概ね 150mの考え方 —

- 北東部一帯の山並み景観を保全するにあたっては、一帯の山林・緑としての広がりをもつ眺望を保全するとともに、山並み景観の中で人工改変地等を目立たなくすることが有効と考えられます。
- 山並み景観を保全する対策の一つとしては、ある一定の高さ（標高）を越える部分について、比較的規模の大きい開発を禁止することが有効と考えられます。
- これまで、当町で行われた一定規模以上の面的な開発では、「瀬戸ハイム四丁目（住宅団地）」や「揚倉山健康運動公園」の開発が最高標高での開発となっており、その標高が概ね 150mとなっています。
- また、標高が概ね 150mより高い場所の多くでは、保安林\*が指定されており、これらの適切な保全にあたっては、その周辺での開発も極力避けるような配慮が必要と考えられます。
- 以上のようなことから、一帯の山林・緑としての広がりをもつ眺望を保全するという観点と、保安林を適切に保全するという観点から、自然共生地域と山林保全地域の境界は、標高概ね 150mのラインと設定することが妥当と考えられます。

※保安林とは、水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備など、特定の公共目的を達成するため、伐採や開発を制限する森林のことで、農林水産大臣または都道府県知事によって指定されるものです。

### ②地区計画制度等の活用

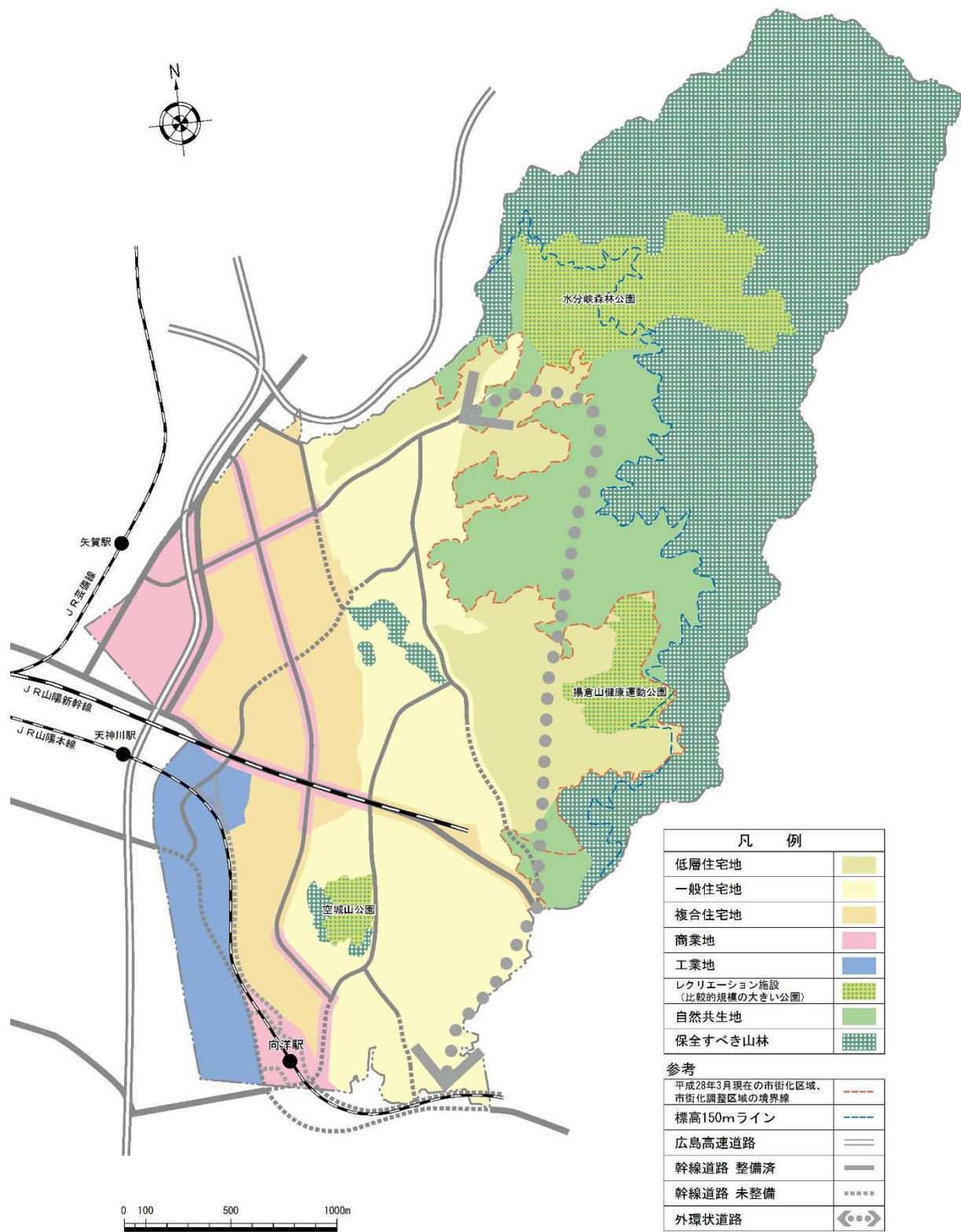
今後、市街化調整区域（自然共生地）での開発にあたっては、都市計画提案制度や地区計画制度等を活用し、都市計画法及び開発許可条例等に則して、必要規模の範囲内で、周辺との調和を図りながら都市的土地利用を検討します。

#### 市街化調整区域での開発行為について

都市計画法（以下、「法」という。）では、市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域（法第 7 条第 3 項）」とされていますが、市街化調整区域であっても最低限必要と認められる開発はあることから、以下の様なものが、市街化調整区域において許可しうる開発行為（法第 34 条各号）として規定されています。

- 既存集落や周辺住民の生活のために必要な開発行為
- 市街化を促進するおそれがない開発行為
- 市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為
- 地区計画を策定した上でこれに適合した開発行為

# 《土地利用方針図》



基本的事項

都市づくりの基本方針

都市づくりの分野別方針

実現に向けて

資料編

## 第2節 都市施設等の整備方針

### 1 交通体系の整備方針

#### (1) 道路

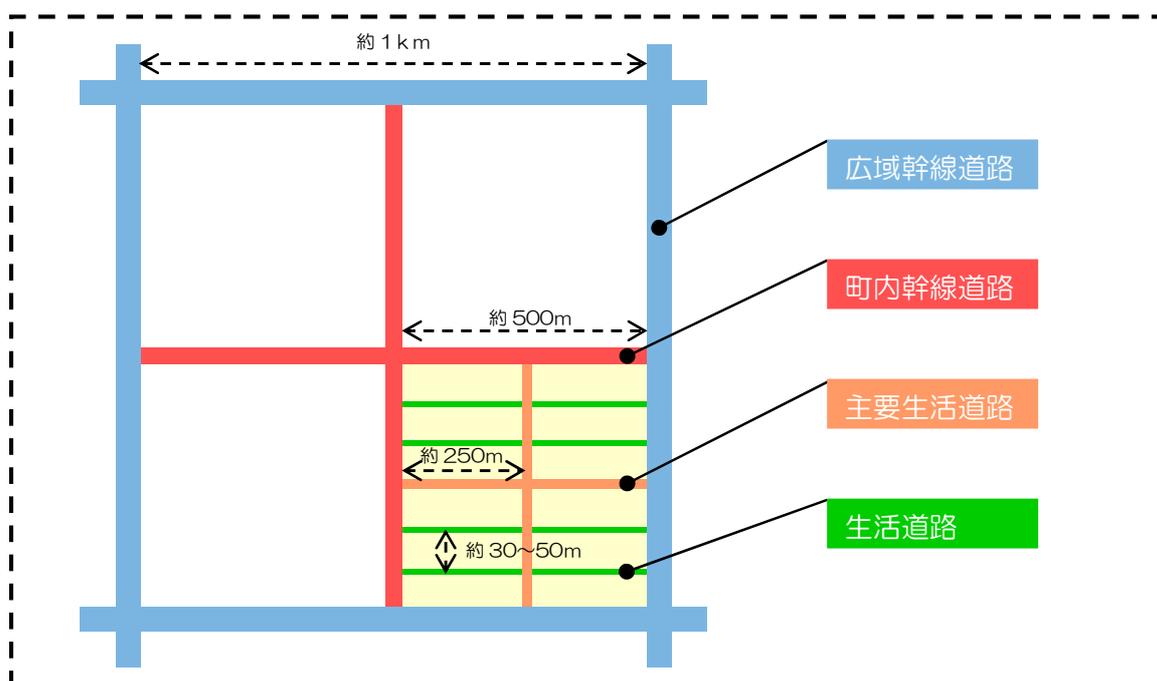
##### ①道路体系の確立

道路の役割・機能分担により、交通流動の整序化を図る道路体系を確立するため、次に示す種別・役割に応じた道路整備を推進します。

##### ▼道路体系

種別	位置づけ・主な役割	網間隔	計画幅員 (m)	その他の役割・機能
広域幹線道路	広島都市圏の幹線交通を処理する道路	約 1km	標準 22m 原則 15m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間連携</li> <li>・バス路線</li> <li>・緊急輸送路</li> <li>・避難路*</li> </ul>
町内幹線道路	町内の幹線交通を処理する道路又は広域幹線道路を補完する道路	約 500m	標準 12m 原則 8m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延焼遮断帯</li> <li>・自動車、自転車、歩行者交通の適切な分離*</li> <li>・街路樹等による緑の軸の形成</li> <li>・沿道景観形成</li> </ul>
主要生活道路 (補助街路)	生活道路の交通を集め、広域幹線道路又は町内幹線道路と連絡する道路	約 250m	原則 6m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内幹線道路の補完</li> <li>・消防車等緊急車両の進入</li> <li>・生活車両の円滑な通行</li> <li>・市街地の延焼防止</li> </ul>
生活道路	各宅地に接続する道路で、主要生活道路などと連絡する道路	約 30~ 50m	原則 4m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街区形成</li> </ul>

※自動車専用道路を除く



▲道路体系のイメージ図

## ②広域幹線道路

広域幹線道路は、都市計画道路として概ね整備済みの状況であり、比較的充実した状況にあるといえます。

ただし、「都市計画道路大洲橋青崎線」と「都市計画道路青崎草津線」については、県道 164号広島海田線として供用されているものの、一部を除き拡幅整備が進んでいない状況であるため、関係機関との調整により早期整備に努めます。また、広島都市圏における広域的な道路網を充実させるとともに、当町の発展にも大きく寄与すると考えられる「都市計画道路土橋船越線」と接続する「都市計画道路山の手線（府中町行政区域外）」の整備を関係機関に働きかけます。

▼広域幹線道路一覧とその整備状況（平成 27 年 3 月現在）

種別	該当路線	代表幅員 (m)	延長※ (m)	整備状況	
広域幹線道路	都市計画道路 (自動車専用道路)	府中仁保道路	18	1,170	● 整備済み
		安芸府中道路	18	30	● 整備済み
		東部線	18	30	● 整備済み
	都市計画道路 (幹線街路)	土橋船越線	22	1,890	● 整備済み
		天満矢賀線	40	170	● 整備済み
		大洲橋青崎線	22	1,320	× 未整備（現道有）
		青崎草津線	40	40	× 未整備（現道有）
		大須土橋線	37	1,030	● 整備済み
		矢賀間所線	20	730	● 整備済み

※延長は、府中町行政区域内の延長。



▲平成 22（2010）年 4 月に供用した  
(県道)府中仁保道路・広島高速 2 号線「府中出入口」



▲整備中の(県道)大洲橋青崎線・新大洲橋付近

### ③町内幹線道路

町内幹線道路は、町の中央部において概ね整備が完了し、内環状のネットワークが確立されているものの、一部の路線や町南部の整備が遅れているほか、丘陵地・町東部では計画的な整備が進められていない状況です。

町南部における未整備区間を有する都市計画道路については、関係機関と協力し、早期整備に努めます。さらに、将来的には、丘陵地・町東部における交通アクセス性の改善、円滑で安全な緊急輸送路・避難路の確保などを図るため、外環状道路の整備を検討します。

また、町の中央部に位置する茂陰変電所線の未整備区間の周辺地域は、住宅が密集し狭い道路が多く存在していることや、河川氾濫による浸水想定区域に指定されている榎川の河川改修整備と同時に整備する区間があることなど、防災との関連性が強い道路であることを踏まえ、関係機関へ早期整備を働きかけます。



▲事業着手した(町道)南小学校青崎東線



▲河川改修される榎川と並走する(県道)茂陰変電所線

▼町内幹線道路一覧とその整備状況（平成27年3月現在）

種別	該当路線	代表幅員(m)	延長*(m)	整備状況	関連事業	
町内幹線道路	都市計画道路 (幹線街路)	鶴江鹿籠線	16	2,740	● 整備済み	
		大須上岡田線	16	1,810	● 整備済み	
		青崎池尻線	12	2,360	△ 起点部が一部未整備 (現道無)	広島市東部地区 連続立体交差事業
		御衣尾永田線	12	2,250	△ 終点部が未整備(現道無)	
		茂陰変電所線	12	2,500	△ 中間部が未整備 (現道一部有)	太田川下流ブロック河川 整備計画(榎川河川改修)
		埃宮総社線	8	450	△ 起点部が未整備(現道有)	
		南小学校青崎東線	13	670	△ 終点部が未整備(現道有)	広島市東部地区 連続立体交差事業
		青崎中店線	16	210	× 未整備(現道無)	
		向洋駅北口線	17	450	× 未整備(現道無)	
		向洋駅南口線	17	160	× 未整備(現道無)	
	(区画街路)	茂陰向洋駅線	10	1,300	× 未整備(現道有)	
	新規路線 (将来構想)	外環状道路 及び接続道路	未定	未定	× 既存道路の活用及び新規 道路の整備により整備予定	

※延長は、府中町行政区域内の延長。

#### ④主要生活道路、生活道路

主要生活道路及び生活道路は、地域で暮らす住民の方々が、日常生活の中で利用する最も身近な道路ですが、当町は、高度経済成長期における急激な市街化に対応できず、適正な道路配置がなされていないことから、狭あいな道路や不整形な道路が多く、生活利便性や、防災面において脆弱な環境にある地域が一部にみられます。

今後は、道路拡幅整備等により、その改善について重点的に取り組む必要があります。このため、地域住民等の協力を得ながら、主要生活道路（原則幅員 6m以上）や生活道路（原則幅員 4m 以上）の整備を推進し、生活車両の通行の円滑化を図るとともに、消防車等の緊急車両の進入路の確保（消防活動困難区域の解消）など、災害に対して脆弱な市街地の改善・解消を推進します。

なお、整備に当たっては、整備が必要な箇所を抽出した上で計画的に推進します。

### （２）公共交通

高齢社会への対応と地球規模での温室効果ガスの削減に貢献するため、地域の公共交通網を検討し、自家用車主体の交通体系から、鉄道・バスなどの公共交通を主体とした交通体系に転換する取り組みを推進します。

#### ①向洋駅（鉄道）の利便性の向上

広島市東部地区連続立体交差事業及び向洋駅周辺土地区画整理事業により、向洋駅舎の改良とともに、アクセス道路の改善や、バス停を備えた駅前広場の整備等（公共交通結節機能の向上）を推進し、鉄道利用環境の飛躍的な向上を図ることで、公共交通利用への転換を推進します。あわせて、駅舎や駅周辺施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

#### 向洋駅周辺土地区画整理事業について

JR向洋駅周辺地区では、鉄道が縦断しており、市街地が分断されています。また、都市基盤は未整備なところが多く、住宅が密集し老朽化した建物も多数存在しています。

更に、小規模な商業施設が立地するのみで活気に欠け地域の拠点性が欠如しています。

そのため、JR山陽本線の連続立体交差事業に合わせ、土地区画整理事業を実施し駅前広場及びそれに隣接する幹線道路等の公共施設整備と既成市街地の再編による宅地の利用増進を図り、広島都市圏東部の拠点、また町の南の玄関口にふさわしいゾーンの創出を図ります。



▲向洋駅北口周辺完成イメージ

#### ②コミュニティバスのサービス水準の向上

当町では、コミュニティバス\*として町内の南北を循環する「つばきバス」を平成 15（2003）年 10 月より運行しています。

今後は、道路の整備・改善等に併せ、より利便性の高い運行エリア・ルートの設定に努めます。

\*市区町村などの自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バス

### (3) 歩行空間等

#### ①歩行者空間の充実

当町では、幹線道路、町東部の丘陵住宅地内の骨格道路、主要な公共施設周辺の道路などに歩道が設置されていますが、幅員が不十分、段差が大きいといった問題を抱えている場所が多くあります。

今後は、歩行者に優しい道路整備を重視し、歩道の拡幅や新設、段差解消など、歩行者空間の一層の充実を推進します。

また、榎川沿いの松並木は、歴史・文化拠点につながる重要な景観軸として保全を図るとともに、歩行者空間の整備を推進します。

#### ▼歩行者環境の整備・改善の方向性

種別	方向性
広域幹線道路※ 町内幹線道路	歩道を有する幹線道路は、歩行者の主要なネットワーク軸と捉え、一定の基準・方針（歩道の最低幅員、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の方針など）をもって、整備・改善に取り組みます。

※自動車専用道路を除く

#### ②拠点地区等での歩行者空間のバリアフリー化

拠点地区等において、交通結節点等と公共施設をはじめとする不特定多数の人が利用する建築物とをつなぐ道路空間のバリアフリー化を推進し、拠点地区内での移動環境の向上や公共交通の利用促進を図ります。

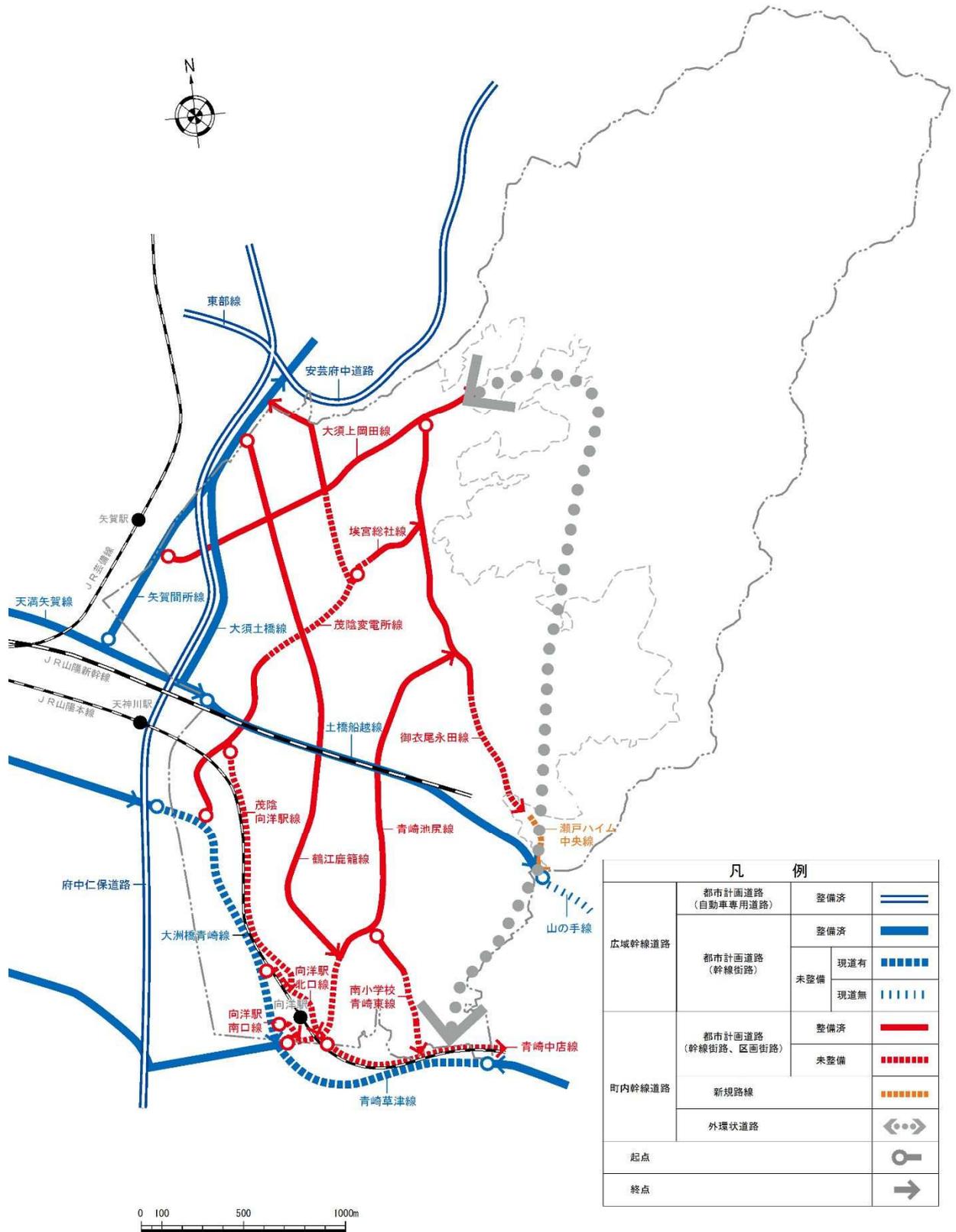


▲歩道の段差解消に取り組んでいる(町道)鶴江鹿籠線



▲役場庁舎周辺の歩行者空間

# 《交通体系の整備方針図》



凡 例				
広域幹線道路	都市計画道路 (自動車専用道路)	整備済	———	
	都市計画道路 (幹線街路)	整備済	———	
		未整備	現道有	■■■■■
			現道無	
町内幹線道路	都市計画道路 (幹線街路、区画街路)	整備済	———	
		未整備	■■■■■	
	新規路線		■■■■■	
	外環状道路		⊕⊕⊕	
起点			⊕	
終点			➔	

基本的事項

都市づくりの基本方針

都市づくりの分野別方針

実現に向けて

資料編

## 2 都市公園・緑地の整備方針

当町の都市公園のうち、住民に最も身近な公園である「街区公園」は、児童遊園などのその他の公園を含めると、町全域にわたり広く分布しています。

当町における都市公園の整備は、市街地内に適地がないことから、榎川などの河川空間の有効活用を図るとともに、公共施設の再配置等に併せた整備を推進します。

特に、榎川沿いでは、歴史・文化を発信する地区である多家神社や歴史民俗資料館等とも一体となった水と緑の軸の形成に向けて、松並木の保全を図るとともに、広島県河川占用基準を適切に活用した用地の確保及び整備を推進します。

また、公園の利用促進等の観点から、ワークショップ等の手法を取り入れた官民一体となった公園・交流空間づくりを推進し、子どもが安心して遊べる公園や、高齢社会に向けて世代間交流が図れる健康的なコミュニケーション空間等、住民のニーズに対応した公園の整備を推進します。

### ワークショップとは

ワークショップとは、地域住民が中心となり、地域に関わる多様な主体の人々が自ら参加して、地域の課題を解決するための改善策を考え提案する集まりであり、住民参加型の活動形態の一つとして、様々なまちづくりの場面で用いられています。

ワークショップを用いるまちづくりの場面には、公園づくりや道づくり、公共施設の整備計画の策定など多岐にわたっています。



▲府中町におけるワークショップ手法を用いたまちづくり



▲榎川の河川改修と合わせ再整備を行う本町公園



▲河川空間の有効活用を予定している府中大川の河川敷地・(仮称)鶴江公園

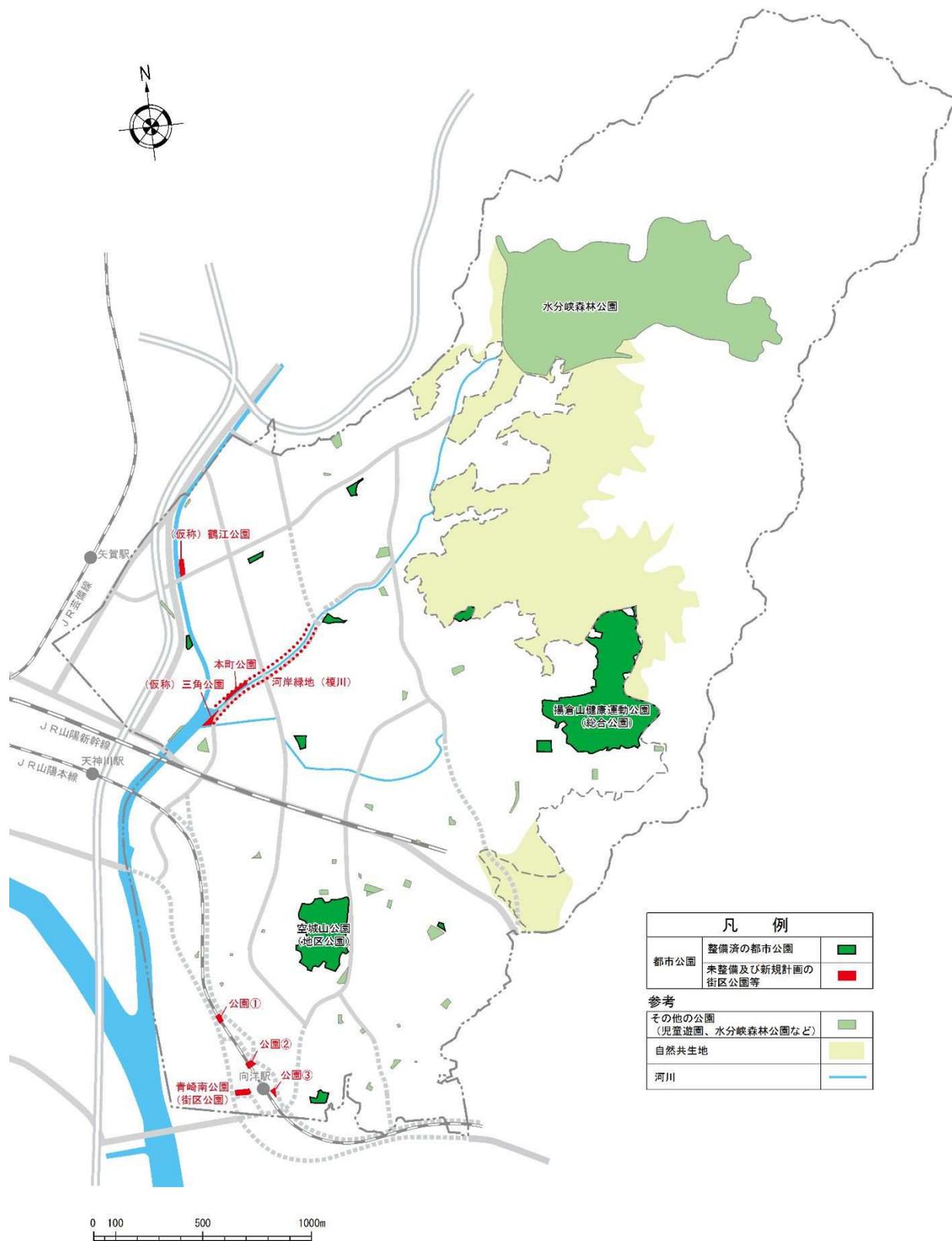


▲榎川河岸の緑地



▲桜のじゅうたんが広がる青崎公園

# 《都市公園の整備方針図》



基本的事項

都市づくりの基本方針

都市づくりの分野別方針

実現に向けて

資料編

## 3 河川・下水道の整備方針

### (1) 河川・水路

河川・水路については、環境面に配慮しながら、総合的な治水対策を推進し、住民生活の安全性・快適性を確保することを基本とします。

このため、府中大川及び榎川河川改修事業等を促進します。



▲河川改修を図る榎川

### (2) 下水道

#### ①公共下水道の整備（污水）

健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の改善・保全を図るため、公共下水道（污水）の整備を推進し、市街地で概ね100%の普及を目指します。

町北部の未整備地区では、引き続き早期整備を推進します。

#### ②公共下水道の整備（雨水）

公共下水道（雨水）については、幹線管きょ及びポンプ場の整備が概ね完了しているため、今後は整備済みの施設の長寿命化対策等を図りながら適切な維持管理を行い、大規模な降雨時等の更なる安全性の確保に努めます。



▲施設の長寿命化に取り組む「府中ポンプ場」

## 4 その他都市施設の整備方針

### (1) 上水道

当町における給水設備は、概ね完備されている状況ですが、将来にわたっても安全でおいしい水を安定的に供給するため、上水道施設の更新・改良、及び災害対策の充実を、上水道事業者である広島市水道局に要請します。

### (2) 交通施設

向洋駅周辺拠点をはじめとする交通結節機能を有する集約拠点や商業地などでは、今後、商業・業務機能等の充実に伴い、自動車・自転車によるアクセス需要の増大が見込まれるため、需要を発生させる施設管理者等による駐車場・駐輪場の整備を指導するなど、公共と民間の適切な役割分担のもとで、総合的かつ計画的な駐車場・駐輪場の整備に努めます。

### (3) 処理施設

新たな普通ごみ処理施設や最終処分場整備に関しては、安芸地区衛生施設管理組合と連携していきます。また、府中町環境センターは、老朽化の進行ならびに周辺の都市化の動向や主要道路の拡充などの状況をふまえ、整備方針を検討します。

### (4) 教育文化施設・社会福祉施設

平成 19（2007）年 5 月には、全町のシンボリックな施設として、図書館、多目的ホール、アリーナなどが複合した生涯学習施設「くすのきプラザ」が、また、平成 21（2009）年 11 月には、町南部におけるシンボリックな施設として、行政サービス、老人集会所、地区センター、児童センターなどが複合した施設「南交流センター」が整備されました。また、平成 29（2017）年には、（仮称）本町住宅・北部総合福祉施設が開設予定であり、教育文化施設・社会福祉施設の充実度は、飛躍的に向上します。

今後は、公共施設全体の長寿命化や集約化などを総合的に管理する計画を策定し、学習・教育・情報・福祉・文化・交流・コミュニティ活動等を支援する施設等の適正な運用を図ります。

### (5) 火葬場

当町に都市計画決定されている広域火葬場の早期整備着手に向け、安芸地区衛生施設管理組合に整備促進を働きかけます。

### (6) その他

その他の都市施設については、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境の形成のため、土地利用、交通などの現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模及び配置により整備します。

その際、環境、防災に関する都市施設等、市街化区域内では用地の確保等が困難な施設は、自然共生地域での整備を検討します。

## 第3節 自然環境、景観の保全・形成の方針

地球温暖化問題に対応した低炭素型の都市環境や、自然と調和した美しい街並みを形成していく観点などから、自然・緑地の保全、市街地内の緑化に向けた取り組みを推進します。

また、自然や歴史・文化との調和を基本理念とし、良好な景観形成を進めます。

### 1 自然環境の保全の方針

#### (1) 丘陵地・町北東部における自然の保全

丘陵地・町北東部の山林のうち、標高が概ね150mを超える範囲では、原則として開発を禁止し、山林の育成・保全を図ります。

また、自然共生地内（標高が概ね150m以下の範囲）においても同様に、自然との共生を基本とした開発のみを許容し、自然環境の保全に取り組みます。

#### (2) 自然系レクリエーション拠点の保全・活用

水分峡森林公園は、今後も、町における自然系のレクリエーションの拠点として、保全・活用に取り組みます。

また、空城山公園、揚倉山健康運動公園は、市街地の貴重な屋外レクリエーションの場として、保全・活用に取り組みます。

#### (3) 市街地内の自然の保全

当町では、急激な市街化・宅地化に伴い、市街地内に自然的な土地利用が少なく、うるおいが不足している状況にあります。このため、市街地内に現存する自然については、環境・景観・歴史・防災等の観点から、保全に努めます。

### 2 市街地内における自然環境の形成の方針

#### (1) 幹線道路における緑化の推進

幹線道路（自動車専用道路を除く）は、道路の構造・規格、歩道幅員、安全性・快適性、立地・沿道環境、沿道景観形成、コスト、維持管理方法などを勘案し、可能な路線は緑化を推進します。

#### (2) 公共施設等の緑化の推進

公共施設については、市街地における良好な自然環境・都市環境の形成を町が先導していく観点から、積極的な緑化を推進するとともに、地域の環境保全活動団体を支援し、美化・緑化などに関する継続活動を支援します。

### (3) 河川・水辺空間における自然環境の形成

河川・水辺空間においては、生物が生息する空間を保全していくことを目指し、府中大川や榎川等の河川・水路等の一層の水質の浄化を進めるため、公共下水道の整備を推進するとともに、河川空間を有効的に活用し、緑化に努めます。

## 3 都市景観形成の方針

### (1) 歴史・文化景観の保全・形成

府中大川や榎川などの河川は、水と緑の軸としてうるおいのある景観形成を推進します。とりわけ、榎川沿いの松並木は、歴史・文化拠点につながる重要な景観軸として保全を図り、当町を代表する歴史文化景観の形成を図ります。

宮の町三丁目周辺は、まとまりのある山林の中に出張城跡や多家神社などの歴史・文化資源や歴史民俗資料館が立地する歴史・文化拠点であり、市街地における貴重な緑地空間として、その保全・修景に努めます。



▲多家神社の夏越祭の様子



▲歴史民俗資料館周辺

### (2) 自然景観の保全・形成

自然共生地域・山林保全地域では、原則、標高が概ね 150m を超える範囲の開発を禁止し、北東部一帯の山並み景観を保全します。

また、造成工事・構造物の建設などを行う場合においては、遠景を意識して、できる限り人工物を目立たなくし、自然景観に溶け込むような景観の形成を図ります。

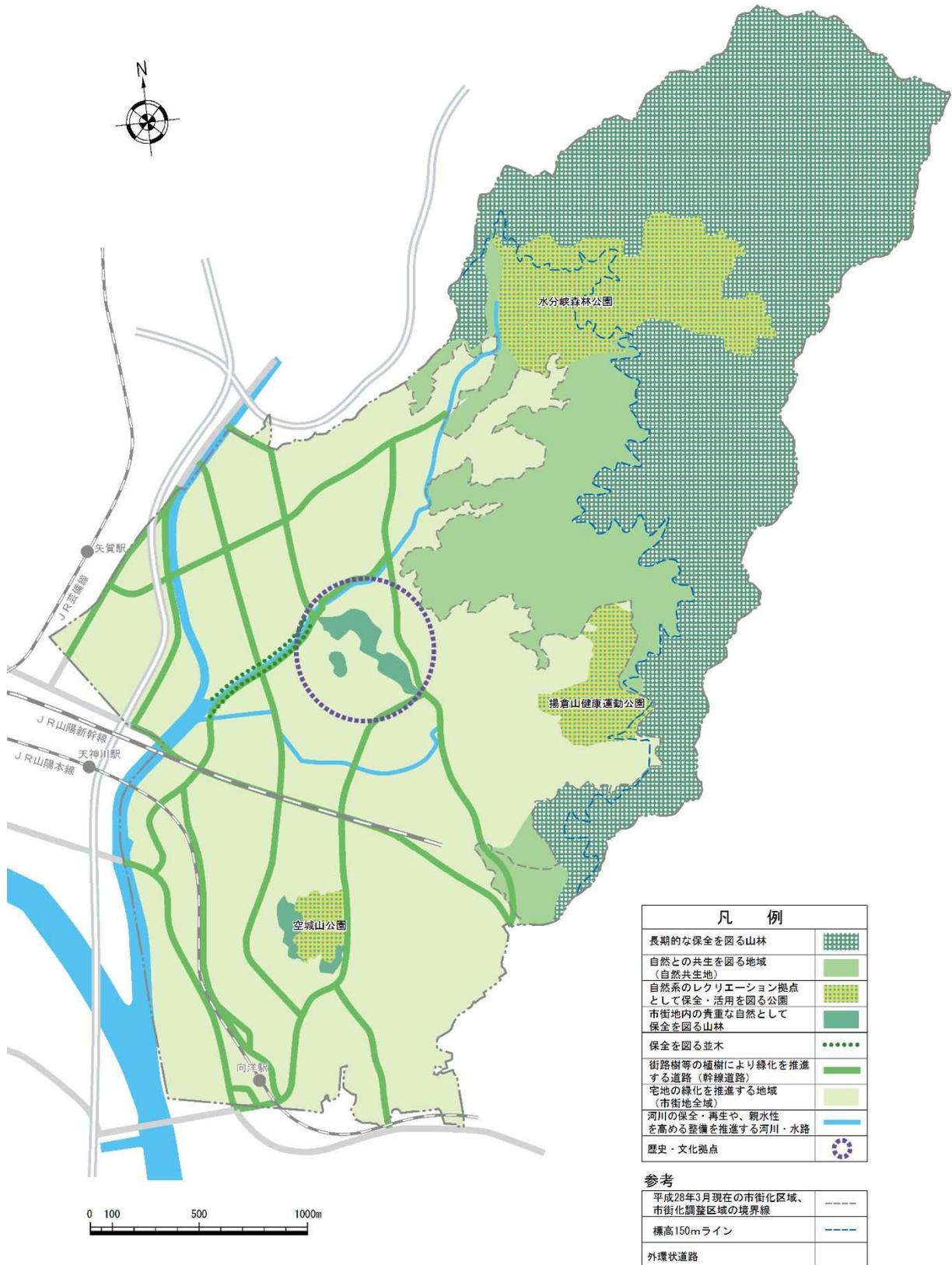
空城山公園、水分峡森林公園、揚倉山健康運動公園などの自然系のレクリエーションの拠点では、自然との調和に配慮するとともに、自然の魅力を引き出すような景観の形成を図ります。

### (3) 公共事業等に伴う景観形成

大規模な道路、公園、公共建築物等は、景観に与える影響が大きいことに配慮し、広島県公共事業等景観形成指針（広島県）、公共事業等景観生成マニュアル（府中町）に基づき、地域景観のシンボルとなるような、より良い景観形成に努めます。

また、中心拠点地区や向洋駅周辺拠点地区は、町のシンボル地区・商業拠点として、楽しさや華やかさの演出なども考慮して、より魅力的でシンボリックな景観を創り・育てていきます。

# 《自然環境、景観の保全・形成の方針図》



## 第4節 都市防災等に関する方針

だれもが安心して暮らせる都市となるよう、自然災害や犯罪に強い都市を目指し、災害の未然防止、災害による被害の軽減、避難時の安全性の確保、防犯性の向上等に資する都市づくりを推進します。

また、大規模な自然災害等が発生した場合、円滑な復旧・復興ができるよう、事前に都市復興のための計画等の策定を検討します。

### 1 地震・火災対策

当町では、昭和30（1955）年代から40（1965）年代の急激な市街化を背景に、旧耐震基準（昭和56（1981）年5月31日以前の耐震基準）の木造建物などが多く、道路は幅員4m未満の狭い箇所が存在しているため、地震・火災に対して脆弱な状況で、その改善に取り組んでいく必要があります。

特に、市街化の影響を受ける以前から町並みを形成していた石井城、みくまり、宮の町などの木造住宅が密集する地域は、災害弱者である高齢者の方も多くなっていることから、狭い道路の拡幅・改良など、優先度を設定し、防災性向上に取り組んでいく必要があります。

#### （1）住宅・建築物等の対策

##### ①住宅等

震災時の被害を軽減するため、建築物の耐震化に関する事業展開を検討します。

また、主要な幹線道路沿線や、都市機能が集積する商業系の地区では、防災性の向上のため、防火・準防火地域の指定を検討します。

##### ②公共施設等

震災時の避難場所に指定している学校等の公共施設の一層の耐震化を推進します。

また、公共施設全体の長寿命化や集約化などを総合的に管理する計画を策定し、コストの平準化を図りながら安全で良好な施設の維持管理を推進します。

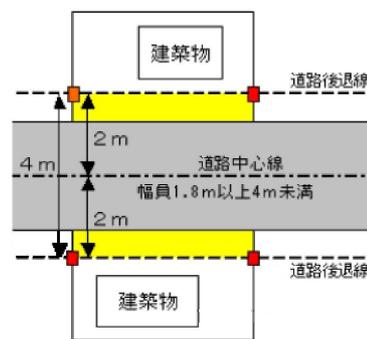
#### （2）道路整備によるまちの安全化

震災時の避難を円滑にするため、生活道路（原則幅員4m）の整備を推進します。また、適正な間隔で主要生活道路（原則幅員6m）網を整備・配置し、消防活動などが困難な地域の解消を図ります。

都市計画道路をはじめとする幹線道路は、災害時の主要な緊急輸送路・避難路として重要な役割を担うため、未整備区間の整備を推進します。

#### 狭い道路整備事業について

安全な市街地を形成するため、土地の所有者に対して、インセンティブを講じながら、道路を整備し、4m未満の狭い道路を改善していく事業です。



▲狭い道路整備事業のイメージ

## 2 土砂災害・浸水対策

当町は、都市機能が集積している中心拠点地区一帯が河川氾濫による洪水や津波浸水想定区域となっており、また、丘陵地の住宅団地等が急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害により被害が想定される区域となっているなど、水害や土砂災害の危険性がある市街地が広く分布しています。このため、治山・治水対策を講じるなど、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

### (1) 総合的な治水対策の推進

太田川下流ブロック河川整備計画に位置付けられている広島県管理の一級河川「榎川」については、護岸整備、川幅の拡幅や、河床掘削などの河川改修事業の早期完了を広島県に働きかけます。

また、公共下水道（雨水）については、幹線管きょ及びポンプ場の整備が概ね完了しているため、今後は、施設の長寿命化対策等を図りながら適切な維持管理を行い、大規模な降雨時等の更なる安全性の確保に努めます。

### (2) 土砂災害対策の推進

当町では現在、北東部の丘陵地等において、土砂災害想定区域に指定されている箇所がありますが、今後、広島県により平成 27（2015）年度から3ヵ年で実施される、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）」に基づく基礎調査により、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定される可能性があります。警戒区域等に指定された場合においては、府中町地域防災計画を基本として、避難体制の充実・強化、砂防事業の重点実施について広島県への要請を行うほか、災害に対応する住宅施策の促進等に取り組みます。

#### 土砂災害防止法

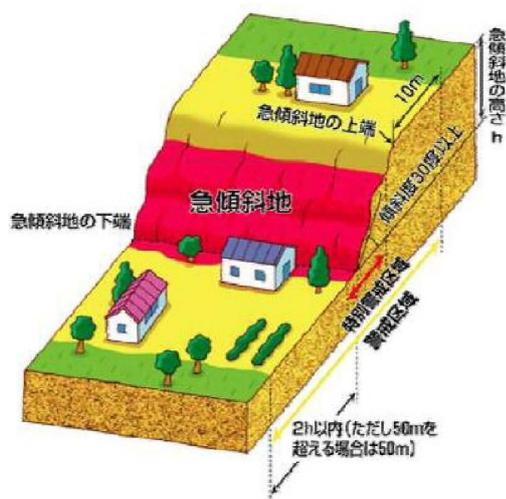
土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものです。

#### ●土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

#### ●土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。



▲土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域  
資料) 国土交通省資料

### 3 復興都市づくり

#### (1) 被災後の迅速な対応の実施

災害に対して脆弱な市街地において、被災後、個別に自主再建を行うことは、災害に対して脆弱な市街地を再生産することにつながる懸念があります。このため、甚大な自然災害が発生した場合は、都市基盤整備の推進を行うことを基本とし、一定期間建築活動を制限することが必要です。

このような背景から、広島県では、『広島県災害復興都市計画マニュアル』（平成27年3月）を定め、復興都市づくりの基準及び指針を定めています。当町において甚大な自然災害が発生した場合は、このマニュアルに即して、早急に建物被害調査を行い、都市復興基本計画等の策定に取り組むとともに、建築制限、都市計画事業の決定等、必要な対策を県に要請、あるいは自ら講ずるものとしてします。

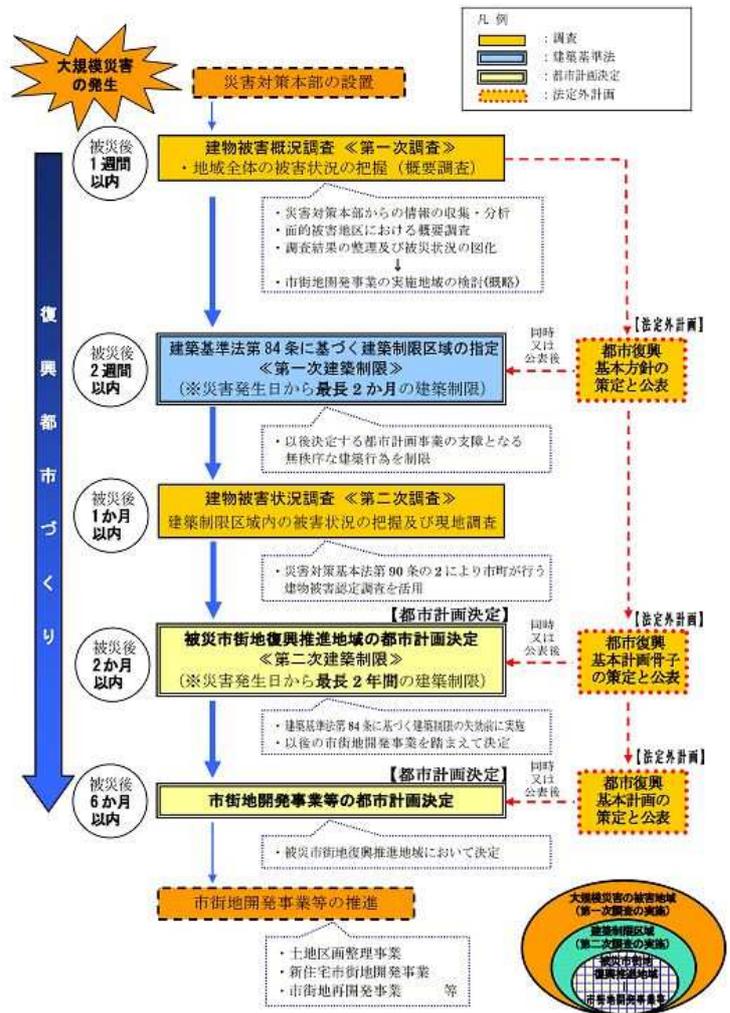


図2-1 災害復興都市計画のプロセス イメージ図

▲広島県災害復興都市計画マニュアル

#### (2) 平常時の取り組み

復興都市づくりは、合意形成に時間を要するとともに、被災後、時間の経過とともに被災者の思いも変化します。このため、事前に復興都市づくりについて住民と協議するなど、平常時の取り組みに努めるとともに、広島県等との連携強化に努めます。

## 第5節 整備方針図（参考）

本節では、前頁までに示した、各分野別方針をまとめ整備方針図を作成しました。

### 《整備方針図》

